

平成20年 3月28日告示第27号

○南相馬市障がい者等移動支援事業実施要綱

平成20年 3月28日告示第27号

改正

平成25年 3月27日告示第16号

平成27年 3月27日告示第43号

平成27年12月25日告示第173号

南相馬市障がい者等移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第8号に基づき、屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体等)

第2条 障がい者等移動支援事業（以下「事業」という。）の実施主体は、南相馬市とする。ただし、この事業を実施する場合において、市長は、利用の決定等の事務を除き、障害福祉サービス事業等を適正に実施できる社会福祉法人等（以下「実施事業者」という。）に委託して行うものとする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 個別移動支援 障がい者等の外出時の移動を個別に支援する。
- (2) グループ移動支援 複数の障がい者等からなる2人以上4人以内のグループの外出時の移動を支援する。

2 前項各号の移動支援は、徒歩、公共交通機関又は実施事業者が所有権を有する車両によるものとする。ただし、車両による移動支援は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項ハに定める一般常用旅客自動車運送事業を行う実施事業者でなければこれを行うことができない。

(対象者)

第4条 この事業の対象者は、市内に住所を有する者又は法第19条第3項に規定する特定施設入所障がい者等であって同項の規定する特定施設への入所前に有した居住地（同項に規

定する継続入所障がい者等にあつては、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地をいう。)が市内である者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 屋外での活動に著しい制限のある視覚障がい者及び視覚障がい児

(2) 全身性障がい者及び全身性障がい児（肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5の1級に該当する者であつて両上肢及び両下肢の機能の障がい有するもの又はこれに準ずるものをいう。）。ただし、法第5条第3項に規定する重度訪問介護サービスの提供を受けている者を除く。

(3) 知的障がい者、知的障がい児及び精神障がい者。ただし、法第5条第5項に規定する行動援護サービスを受けている者を除く。

(利用の理由)

第5条 この事業は、前条の対象者が次に掲げる理由がある場合に利用できるものとする。

(1) 各種届出、相談、行事参加等のため官公庁等の公的機関に行くとき、及び冠婚葬祭その他の社会生活上不可欠な外出

(2) 外食、レジャー、レクリエーション、余暇活動その他社会参加のための外出

(3) その他南相馬市福祉事務所長（以下「所長」という。）が必要と認める外出

2 次に掲げる外出は、事業の利用を認めないものとする。

(1) 通勤、通学、通院、通所、営業活動等の経済活動に係る外出及び通年かつ長期にわたる外出

(2) 前号に掲げるもののほか、社会通念上適当でない外出

(他の法令等による給付との調整)

第6条 この事業の提供は、障がい者等がその状態につき、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護保険給付、法の規定による自立支援給付その他の法令に基づく給付を受けることができるときは、その範囲において行わない。

(利用の申請)

第7条 この事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、障がい者等移動支援事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を所長に申請するものとする。ただし、緊急を要すると所長が認める場合は、申請書の提出は、事後でも差し支えないものとする。

(利用の決定等)

第8条 所長は、前条の申請を受理したときは、速やかにその必要性を検討し、利用の可否

を決定するものとする。

2 所長は、前項の規定により利用の可否を決定したときは、申請者に対し、障がい者等移動支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 所長は、第1項の規定により利用を決定したときは、障がい者等移動支援事業実施依頼書（様式第3号）により実施事業者に通知するものとする。

4 前項の規定により通知を受けた実施事業者は、申請者と協議の上、事業の利用日を決定するものとする。

（利用の変更）

第9条 前条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、申請時の内容に変更が生じたときは、障がい者等移動支援事業利用変更届（様式第4号）により速やかに所長に届け出るものとする。

2 所長は、前項の届出を受理したときは、実施事業者に対し、速やかに変更の内容を通知するものとする。

（利用の中止等）

第10条 所長は、利用者が次に掲げる事項に該当するときは、この事業の利用を中止し、又は停止することができる。

（1）対象者が、市外へ転出したとき。

（2）対象者が、入院等により利用できなくなったとき。

（3）その他所長が不相当と認めたとき。

2 所長は、前項の規定により利用を中止し、又は停止したときは、障がい者等移動支援事業利用中止（停止）通知書（様式第5号）により利用者及び実施事業者に対して通知するものとする。

（手数料の負担）

第11条 この事業の利用者は、南相馬市地域生活支援事業手数料徴収条例（平成18年南相馬市条例第274号）の定める手数料を負担するものとする。ただし、公共交通機関、有料道路、有料駐車場等を使用したときは、当該手数料とは別にその実費額を負担するものとする。

（費用の負担）

第12条 市長は、実施事業者に対し、この事業の提供に要する経費を支払うものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この告示の施行に伴い、事業の利用決定に必要な手続については、この告示の施行の日前において行うことができる。

附 則 (平成25年3月27日告示第16号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日告示第43号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の南相馬市障がい者等移動支援事業実施要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間これを使用することができる。

(南相馬市国民健康保険税滞納者対策要綱の一部改正)

- 3 南相馬市国民健康保険税滞納者対策要綱 (平成18年南相馬市告示第66号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(南相馬市東日本大震災の被災者に対する指定障害者支援施設等における食費及び居住費の助成に関する要綱の一部改正)

- 4 南相馬市東日本大震災の被災者に対する指定障害者支援施設等における食費及び居住費の助成に関する要綱 (平成23年南相馬市告示第109号) の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成27年12月25日告示第173号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際に現に提出されている改正前の南相馬市障がい者等移動支援事業実施要綱の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の南相馬市障がい者等移動支援事業実施要綱の様式によるものとみなす。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 10 条関係)

改正

平成20年 3月28日 条例第13号

平成25年 3月27日 条例第7号

南相馬市地域生活支援事業手数料徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、障がい者及び障がい児に対して、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条の規定に基づく地域生活支援事業の各事業を実施した場合における手数料（以下「手数料」という。）の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 手数料を徴収する事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 訪問入浴サービス事業
- (2) 日中一時支援事業
- (3) 生活サポート事業
- (4) 移動支援事業

(手数料の額)

第3条 手数料の額は、別表のとおりとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯又は当該年度分市町村民税非課税世帯に属する者は、無料とする。

(納入の方法)

第4条 第2条に掲げる事業の利用に供する者（以下「利用者」という。）は、前条別表に定める手数料を市長が定める日までに納入しなければならない。

(手数料の減免)

第5条 市長は、利用者の世帯が次に掲げる理由により手数料の支払が困難であると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 風水害、震災、火災等により被災した場合
- (2) 利用者本人又は生計中心者が疾病の場合
- (3) その他やむを得ない理由により手数料を支払うことが困難と認めるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第13号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月27日条例第7号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業	区分	手数料の額	
訪問入浴サービス事業	1回当たり	600円	
日中一時支援事業	6時間未満	500円	
	6時間以上	600円	
生活サポート事業	1時間まで	150円	
	2時間まで	300円	
移動支援事業	個別移動支援 身体介護有り	30分未満	230円
		30分以上1時間未満	400円
		1時間以上1時間30分未満	580円
		以後30分増すごとに70円を加算する。	
	個別移動支援 身体介護なし	30分未満	80円
		30分以上1時間未満	150円
		1時間以上1時間30分未満	230円
		以後30分増すごとに70円を加算する。	
	グループ移動 支援 身体介護有り	30分未満	160円
		30分以上1時間未満	280円
		1時間以上1時間30分未満	410円
		以後30分増すごとに50円を加算する。	

	グループ移動	30分未満	60円
	支援	30分以上1時間未満	110円
	身体介護なし	1時間以上1時間30分未満	160円
		以後30分増すごとに50円を加算する。	

備考 日中一時支援事業については、同一世帯から2人以上の利用者がいる場合は、2人目以降は手数料の額の2分の1とする。